

平成29年度小樽市予算書

目

一 般 会 計	1
特 別 会 計	
港 湾 整 備 事 業	5
青 果 物 卸 売 市 場 事 業	7
水 産 物 卸 売 市 場 事 業	8
国 民 健 康 保 険 事 業	9
住 宅 事 業	11
介 護 保 険 事 業	13
産 業 廃 棄 物 処 分 事 業	15
後 期 高 齡 者 医 療 事 業	17

次

企 業 会 計	
病 院 事 業	19
水 道 事 業	23
下 水 道 事 業	27
産 業 廃 棄 物 等 処 分 事 業	31
簡 易 水 道 事 業	33

平成29年度 小樽市 一般会計 予算

平成29年度小樽市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ55,271,433千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(市債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる市債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 市債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、25,000,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算
歳入

款	項	金額
1 市 税		千円
	1 市 民 税	13,188,100
	2 固 定 資 産 税	5,549,700
	3 軽 自 動 車 税	5,420,600
	4 た ば こ 税	164,900
	5 入 湯 税	994,300
6 都 市 計 画 税	22,300	
		1,036,300
2 地 方 譲 与 税		321,001
	1 地 方 揮 発 油 譲 与 税	90,000
	2 自 動 車 重 量 譲 与 税	216,000
	3 地 方 道 路 譲 与 税	1
4 特 別 と ん 譲 与 税	15,000	
3 利 子 割 交 付 金	1 利 子 割 交 付 金	10,000
4 配 当 割 交 付 金	1 配 当 割 交 付 金	37,000
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	17,000
6 地 方 消 費 税 交 付 金	1 地 方 消 費 税 交 付 金	2,353,000
7 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	1 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	35,000
8 自 動 車 取 得 税 交 付 金	1 自 動 車 取 得 税 交 付 金	44,000
9 国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金	1 国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金	400
10 地 方 特 例 交 付 金	1 地 方 特 例 交 付 金	35,800
11 地 方 交 付 税	1 地 方 交 付 税	15,709,000
12 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	1 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	15,000

款	項	金額
13 分 担 金 及 び 負 担 金	1 負 担 金	千円 281,861 281,861
14 使 用 料 及 び 手 数 料	1 使 用 料	981,333
	2 手 数 料	621,382
		359,951
15 国 庫 支 出 金	1 国 庫 負 担 助 託 金	11,556,579
	2 国 庫 補 委 託 金	10,859,530
	3 国 庫 委 託 金	667,627
		29,422
16 道 支 出 金	1 道 負 担 助 託 金	3,156,249
	2 道 補 委 託 金	2,603,226
	3 道 委 託 金	376,608
		176,415
17 財 産 収 入	1 財 産 運 用 収 入	52,872
	2 財 産 運 用 収 入	50,156
		2,716
18 寄 附 金	1 寄 附 金	2
19 繰 入 金	1 基 金 繰 入 金	720,387
		720,387
20 繰 越 金	1 繰 越 金	1
		1
21 諸 収 入	1 延 滞 金、加 算 金 及 び 過 料	2,790,248
	2 預 金 利 子	42,000
	3 貸 付 金 元 利 収 入	13
	4 雑 収 入	2,323,961
		424,274
22 市 債	1 市 債	3,966,600
		3,966,600
歳 入 合 計		55,271,433

歳出

款	項	金額
1 議会費	1 議会費	千円 267,282 267,282
2 総務費	1 総務管理費 2 徴税費 3 戸籍住民基本台帳費 4 選挙費 5 統計調査費 6 監査委員費	1,192,929 1,008,701 75,662 95,060 2,967 6,592 3,947
3 民生費	1 社会福祉費 2 児童福祉費 3 生活保護費 4 国民生活費 5 国民施設費	24,619,516 11,537,257 4,433,840 8,505,588 5,324 137,507
4 衛生費	1 保健衛生費 2 保健所費 3 清掃費	4,373,247 1,830,718 477,478 2,065,051
5 労働費	1 労働諸費	58,411 58,411
6 農林水産業費	1 農林業費 2 水産業費	103,971 87,020 16,951
7 商工費	1 商工費	2,450,898 2,450,898
8 土木費	1 土木総務費 2 道路橋りょう費 3 河川計画費 4 都市画費 5 都住宅費 6 港灣費	4,132,443 3,933 1,493,466 76,204 1,548,742 145,598 864,500

款	項	金額
9 消防費	1 消防費	千円 370,280 370,280
10 教育費	1 教育総務費 2 小中学校校費 3 中学校校費 4 中学校給食費 5 社会体育費 6 社会体育費	3,389,569 216,674 1,872,361 359,889 383,125 415,612 141,908
11 公債費	1 公債費	5,529,123 5,529,123
12 諸支出金	1 特別会計償還金 2 財政調整基金 3 基金	539,587 346,895 1,596 191,096
13 職員給与費	1 職員給与費	8,214,177 8,214,177
14 予備費	1 予備費	30,000 30,000
歳出	合計	55,271,433

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
議場システム更新事業費	平成30年度から 平成34年度まで	千円 19,968
情報化推進事業費 (サーバー基盤ライセンス)	平成30年度から 平成34年度まで	10,692
情報化推進事業費 (officeライセンス)	平成30年度から 平成34年度まで	119,841
行政情報システム整備事業費 (財務会計、人事給与システム等)	平成30年度から 平成34年度まで	110,067
行政情報システム整備事業費 (基幹系業務システム)	平成30年度から 平成33年度まで	486,519
行政情報システム整備事業費 (オープン用中速プリンター)	平成30年度から 平成34年度まで	10,948
行政情報システム整備事業費 (OCR読取機)	平成30年度から 平成34年度まで	13,311
バリアフリー等住宅改造資金負担金	平成30年度から 平成44年度まで	836
消防団被服整備事業費	平成30年度から 平成33年度まで	10,308
学校給食センター運営費 (輸送委託料)	平成30年度から 平成33年度まで	243,040

第3表 市 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
新幹線整備事業費	千円 8,000	普通貸借 又は 登録公債	10.0 以内	1 起債年度から据置 期間を含め、30年以 内に借入先が定める 償還年次表により償 還する。 2 事業又は財政その 他の都合により、起 債金額の全部又は一 部を翌年度に繰延借 入れをすることができる。 3 財政の都合等によ り繰上償還又は借換 えをすることができる。 4 利率見直し方式で 借り入れる資金につ いて、利率の見直し があった場合は、当 該見直し後の利率と する。
町内会館等建設助成事業費	5,900			
過疎地域自立促進 特別事業費	235,800			
民生施設整備事業費	7,000			
環境衛生施設整備事業費	2,800			
廃棄物処理施設整備事業費	9,900			
出 資 金 債	9,800			
道路新設改良事業費	587,800			
建設機械整備事業費	14,900			
河川整備事業費	35,500			
都市計画事業費	45,100			
港湾事業費	247,000			
消防施設整備事業費	102,800			
消火栓整備事業費	1,700			
義務教育施設整備事業費	739,600			
臨時財政対策債	1,913,000			

平成29年度 小樽市港湾整備事業特別会計予算

平成29年度小樽市の港湾整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ600,197千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(市債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる市債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 市債」による。

第1表 歳入歳出予算
歳入

款	項	金額
1 使用料及び手数料	1 使用料	千円 350,214 350,214
2 財産収入	1 財産運用収入	7,800 7,800
3 繰入金	1 一般会計繰入金	15,301 15,301
4 諸収入	1 雑収入	13,082 13,082
5 市債	1 市債	213,800 213,800
歳入合計		600,197

歳出

款	項	金額
1 港湾整備事業費	1 港湾整備事業費	千円 244,463 244,463
2 公債費	1 公債費	355,634 355,634
3 予備費	1 予備費	100 100
歳出合計		600,197

第2表 市債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
上屋整備事業費	千円 41,500	普通貸借 又は 登録公債	10.0 以内	1 起債年度から据置期間を含め、40年以内に借入先が定める償還年次表により償還する。
ふ頭用地整備事業費	28,600			
資本費平準化債	143,700			2 事業又は財政その他の都合により、起債金額の全部又は一部を翌年度に繰延借入れをすることができる。
				3 財政の都合等により繰上償還又は借換えをすることができる。
				4 利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しがあった場合は、当該見直し後の利率とする。

平成29年度 小樽市青果物卸売市場事業特別会計予算

平成29年度小樽市の青果物卸売市場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ46,698千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表 歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算
歳入

款	項	金額
1 使用料及び手数料	1 使用料	千円 11,515 11,515
2 繰入金	1 一般会計繰入金	21,510 21,510
3 諸収入	1 雑収入	13,673 13,673
歳入合計		46,698

歳出

款	項	金額
1 管理費	1 管理費	千円 45,683 45,683
2 公債費	1 公債費	915 915
3 予備費	1 予備費	100 100
歳出合計		46,698

平成29年度 小樽市水産物卸売市場事業特別会計予算

平成29年度小樽市の水産物卸売市場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ34,153千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表 歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 使用料及び手数料	1 使用料	千円 17,251 17,251
2 繰入金	1 一般会計繰入金	5,222 5,222
3 雑収入	1 雑収入	11,680 11,680
歳入合計		34,153

歳出

款	項	金額
1 管理費	1 管理費	千円 33,390 33,390
2 公債費	1 公債費	713 713
3 予備費	1 予備費	50 50
歳出合計		34,153

平成29年度 小樽市国民健康保険事業特別会計予算

平成29年度小樽市の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ17,738,491千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表 歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 国民健康保険料		千円 2,239,200
	1 国民健康保険料	2,239,200
2 国庫支出金		3,693,042
	1 国庫負担金	2,399,155
	2 国庫補助金	1,293,887
3 療養給付費等交付金		309,137
	1 療養給付費等交付金	309,137
4 前期高齢者交付金		5,446,628
	1 前期高齢者交付金	5,446,628
5 道支出金		664,947
	1 道負担金	138,855
	2 道補助金	526,092
6 共同事業交付金		4,102,500
	1 共同事業交付金	4,102,500
7 財産収入		69
	1 財産運用収入	69
8 繰入金		1,272,897
	1 一般会計繰入金	1,272,897
9 諸収入		10,071
	1 延滞金、加算金及び過料	510
	2 雑収入	9,561
歳入合計		17,738,491

歳出

款	項	金額
1 総務費		千円 379,596
	1 総務管理費	379,596
2 保険給付費		11,361,820
	1 療養諸費	11,315,599
	2 出産育児等諸費	46,221
3 後期高齢者支援金等		1,488,411
	1 後期高齢者支援金等	1,488,411
4 前期高齢者納付金等		5,486
	1 前期高齢者納付金等	5,486
5 老人保健拠出金		38
	1 老人保健拠出金	38
6 介護納付金		555,850
	1 介護納付金	555,850
7 共同事業拠出金		3,938,721
	1 共同事業拠出金	3,938,721
8 基金積立金		69
	1 基金積立金	69
9 諸支出金		7,500
	1 償還金及び還付加算金	7,500
10 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳出合計		17,738,491

平成29年度 小樽市住宅事業特別会計予算

平成29年度小樽市の住宅事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,219,957千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(市債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる市債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 市債」による。

第1表 歳入歳出予算
歳入

款	項	金額
1 使用料及び手数料		千円 570,981
	1 使用料	570,981
2 国庫支出金		293,470
	1 国庫補助金	293,470
3 財産収入		30
	1 財産運用収入	30
4 繰入金		68,976
	1 基金繰入金	3,648
	2 一般会計繰入金	65,328
5 諸収入		3,200
	1 住宅敷金収入	2,686
	2 雑収入	514
6 市債		283,300
	1 市債	283,300
歳入合計		1,219,957

歳出

款	項	金額
1 住宅事業費		千円 919,885
	1 住宅管理費	415,885
	2 住宅建築費	504,000
2 公債費		299,972
	1 公債費	299,972
3 予備費		100
	1 予備費	100
歳出合計		1,219,957

第2表 債務負担行為

事	項	期間	限度額
公営住宅建替事業費 (若竹住宅3号棟)		平成30年度	千円 647,600

第3表 市債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
市営住宅整備事業費	千円 283,300	普通貸借 又は 登録公債	% 10.0 以内	1 起債年度から据置期間を含め、30年以内に借入先が定める償還年次表により償還する。 2 事業又は財政その他の都合により、起債金額の全部又は一部を翌年度に繰延借入れをすることができる。 3 財政の都合等により繰上償還又は借換えをすることができる。 4 利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しがあった場合は、当該見直し後の利率とする。

平成29年度 小樽市介護保険事業特別会計予算

平成29年度小樽市の介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ14,501,551千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表 歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 保 険 料		千円 2,793,587
	1 介 護 保 険 料	2,793,587
2 国 庫 支 出 金		3,639,802
	1 国 庫 負 担 金 2 国 庫 補 助 金	2,434,826 1,204,976
3 支 払 基 金 交 付 金		3,897,197
	1 支 払 基 金 交 付 金	3,897,197
4 道 支 出 金		2,030,298
	1 道 負 担 金 2 道 補 助 金	1,920,544 109,754
5 財 産 収 入		215
	1 財 産 運 用 収 入	215
6 繰 入 金		2,140,252
	1 一 般 会 計 繰 入 金	2,140,252
7 諸 収 入		200
	1 延滞金、加算金及び過料	100
	2 雑 入	100
歳 入 合 計		14,501,551

歳出

款	項	金額
1 総 務 費		千円 311,177
	1 総 務 管 理 費	154,720
	2 徴 収 費	14,040
	3 介 護 認 定 審 査 会 費 4 趣 旨 普 及 費	142,229 188
2 保 険 給 付 費		13,401,135
	1 介 護 サービス等諸費	12,791,455
	2 介 護 予 防 サービス等諸費	165,554
	3 高 額 介 護 サービス等費 4 そ の 他 諸 費	428,744 15,382
3 地 域 支 援 事 業 費		748,591
	1 包 括 的 支 援 事 業 費 ・ 任 意 事 業 費	231,160
	2 介 護 予 防 ・ 生 活 支 援 サービス事業費	494,733
	3 一 般 介 護 予 防 事 業 費 4 そ の 他 諸 費	20,350 2,348
4 基 金 積 立 金		215
	1 基 金 積 立 金	215
5 公 債 費		33,333
	1 財 政 安 定 化 基 金 償 還 金	33,333
6 諸 支 出 金		6,100
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	6,100
7 予 備 費		1,000
	1 予 備 費	1,000
歳 出 合 計		14,501,551

平成29年度 小樽市産業廃棄物処分事業特別会計予算

平成29年度小樽市の産業廃棄物処分事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ97,256千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(市債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる市債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 市債」による。

第1表 歳入歳出予算
歳入

款	項	金額
1 使用料及び手数料	1 手数料	千円 20,778 20,778
2 繰入金	1 一般会計繰入金	75,350 75,350
3 諸収入	1 雑収入	28 28
4 市債	1 市債	1,100 1,100
歳入	合計	97,256

歳出

款	項	金額
1 産業廃棄物処分事業費	1 産業廃棄物処分事業費	千円 11,410 11,410
2 公債費	1 公債費	85,346 85,346
3 予備費	1 予備費	500 500
歳出	合計	97,256

第2表 市債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
廃棄物処理施設整備事業費	千円 1,100	普通貸借 又は 登録公債	% 10.0 以内	<p>1 起債年度から据置期間を含め、30年以内に借入先が定める償還年次表により償還する。</p> <p>2 事業又は財政その他の都合により、起債金額の全部又は一部を翌年度に繰延借入れをすることができる。</p> <p>3 財政の都合等により繰上償還又は借換えをすることができる。</p> <p>4 利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しがあつた場合は、当該見直し後の利率とする。</p>

平成29年度 小樽市後期高齢者医療事業特別会計予算

平成29年度小樽市の後期高齢者医療事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,052,571千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表 歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算
歳入

款	項	金額
		千円
1 後期高齢者医療保険料	1 後期高齢者医療保険料	1,410,809
		1,410,809
2 繰入金	1 一般会計繰入金	612,710
		612,710
3 諸収入	1 受託事業収入	29,052
	2 償還金及び還付加算金	27,052
		2,000
歳入	合計	2,052,571

歳出

款	項	金額
		千円
1 総務費	1 総務管理費	86,725
	2 徴収費	79,888
		6,837
2 後期高齢者医療広域連合納付金	1 後期高齢者医療広域連合納付金	1,963,346
		1,963,346
3 諸支出金	1 償還金及び還付加算金	2,000
		2,000
4 予備費	1 予備費	500
		500
歳出	合計	2,052,571

平成29年度 小樽市病院事業会計予算

(総 則)

第1条 平成29年度病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病 床 数	388 床
(2) 年間入院患者数	125,925 人
(3) 年間外来患者数	222,772 人
(4) 一日平均入院患者数	345 人
(5) 一日平均外来患者数	913 人
(6) 主な建設改良事業の概要	

イ 医療機器等購入費 392,000 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 病院事業収益	10,445,036 千円
第1項 医 業 収 益	9,656,368 千円
第2項 医 業 外 収 益	682,070 千円

第3項 附 帯 事 業 収 益 104,398 千円

第4項 特 別 利 益 2,200 千円

支 出

第1款 病院事業費用	11,318,651 千円
第1項 医 業 費 用	10,942,891 千円
第2項 医 業 外 費 用	258,037 千円
第3項 附 帯 事 業 費 用	112,641 千円
第4項 特 別 損 失	5,082 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額268,944千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額698千円、過年度分損益勘定留保資金36,275千円及び当年度分損益勘定留保資金231,971千円で補填するものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入	661,878 千円
第1項 企 業 債	392,000 千円
第2項 他 会 計 出 資 金	269,878 千円

支 出

第1款 資本的支出	930,822 千円
第1項 建設改良費	392,540 千円
第2項 企業債償還金	519,922 千円
第3項 長期貸付金 (企業債)	18,360 千円

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
医療機器等 整備事業費	千円 392,000	普通貸借 又は 登録公債	% 10.0 以内	1 平成30年度から据置期間を含め30年以内に毎年元利均等その他の方法により償還する。ただし、財政上の都合等により定額以上を償還し、又は本期間中に未償還額の範囲内において借換えをすることができる。 2 利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しがあった場合は、当該見直し後の利率とする。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、5,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 医業費用(給与費)及び附帯事業費用(給与費)の予定支出に不足が生じた場合、相互に流用することができる。
- (2) 医業費用(材料費及び経費)の予定支出に不足が生じた場合、医業外費用から流用することができる。
- (3) 医業外費用(消費税及び地方消費税)の予定支出に不足が生じた場合、各項から流用することができる。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- | | |
|-----------|--------------|
| (1) 職員給与費 | 5,621,724 千円 |
| (2) 交際費 | 250 千円 |

(他会計からの補助金)

第9条 病院事業の補助のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、191,935千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、2,493,600千円と定める。

(重要な資産の取得)

第11条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

種 類	名 称	数 量
医療機器	血管造影撮影装置	一式

平成29年度 小樽市水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成29年度水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水世帯数	64,000 世帯
(2) 年間総給水量	15,200 千m ³
(3) 一日平均給水量	41,644 m ³
(4) 主要な建設改良事業の概要	

イ 配水管整備事業

事業費 334,400 千円

事業概要 市内一円配水管整備

ロ 改良事業

事業費 605,000 千円

事業概要 中区配水池築造工事ほか

ハ 導・送水管整備事業

事業費 338,600 千円

事業概要 勝納水管橋更新工事ほか

ニ 消火栓整備事業

事業費 1,793 千円

事業概要 消火栓新設

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 水道事業収益	2,956,175 千円
第1項 営業収益	2,687,463 千円
第2項 営業外収益	268,612 千円
第3項 特別利益	100 千円
支 出	
第1款 水道事業費用	2,576,997 千円
第1項 営業費用	2,211,170 千円
第2項 営業外費用	354,727 千円
第3項 特別損失	1,100 千円
第4項 予備費	10,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1,237,402 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 89,081 千円、減債積立金 395,853

千円、過年度分損益勘定留保資金 641,200 千円及び当年度分損益勘定留保資金 111,268 千円で補填するものとする。)

収 入	
第1款 資 本 的 収 入	1,265,820 千円
第1項 企 業 債	1,156,900 千円
第2項 交 付 金	40,472 千円
第3項 他 会 計 出 資 金	50,114 千円
第4項 他 会 計 負 担 金	1,793 千円
第5項 他 会 計 補 助 金	1,441 千円
第6項 工 事 負 担 金	15,000 千円
第7項 固 定 資 産 売 却 代	100 千円
支 出	
第1款 資 本 的 支 出	2,503,222 千円
第1項 建 設 改 良 費	1,335,698 千円
第2項 企 業 債 償 還 金	1,167,524 千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
上水道事業費	千円 1,156,900	普通貸借 又は 登録公債	% 10.0 以内	1 平成30年度から据置期間を含め40年以内に毎年元利均等その他の方法により償還する。ただし、財政上の都合等により定額以上を償還し、又は本期間中に未償還額の範囲内において借換えをすることができる。 2 利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しがあった場合は当該見直し後の利率とする。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、500,000 千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費

の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 526,324 千円

(他会計からの補助金)

第9条 水道事業の補助のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、44,754 千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、36,001 千円と定める。

平成29年度 小樽市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成29年度下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 排水戸数	59,200 戸
(2) 年間総排水量	19,548 千m ³
(3) 一日平均排水量	53,556 m ³
(4) 主要な建設改良事業の概要	

イ 築造工事費

事業費 1,116,601 千円

事業概要 污水管整備
 中央1の1号幹線污水管改築工事 ほか
 雨水管整備
 熊碓第2排水区雨水渠築造工事
 ポンプ場設備の更新
 高島汚水中継ポンプ場
 電気設備(受変電設備)工事 ほか
 処理場設備の更新
 中央下水終末処理場
 電気設備(監視制御設備)工事 ほか

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。なお、支払利息及び企業債取扱諸費の財源に充てるため、下水道事業債(特別措置分)24,700千円を借り入れる。

収 入	
第1款 下水道事業収益	3,942,203 千円
第1項 営業収益	2,115,200 千円
第2項 営業外収益	1,826,902 千円
第3項 特別利益	101 千円
支 出	
第1款 下水道事業費用	3,459,926 千円
第1項 営業費用	3,123,783 千円
第2項 営業外費用	329,998 千円
第3項 特別損失	1,145 千円
第4項 予備費	5,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,616,026千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額78,699千円、減債積立金182,388千円、当

年度分損益勘定留保資金 1,058,108 千円、当年度利益剰余金処分額 296,831

千円で補填するものとする。)

収 入	
第1款 資本的収入	1,884,324 千円
第1項 企業債	801,200 千円
第2項 交付金	460,200 千円
第3項 他会計出資金	380,426 千円
第4項 他会計負担金	111 千円
第5項 他会計補助金	596 千円
第6項 受益者負担金	143 千円
第7項 工事負担金	2,000 千円
第8項 貸付金償還金	239,548 千円
第9項 固定資産売却代	100 千円

支 出	
第1款 資本的支出	3,500,350 千円
第1項 建設改良費	1,117,172 千円
第2項 企業債償還金	2,377,728 千円
第3項 貸付金	5,450 千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
	千円		%	
下水道事業費	541,200	普通貸借 又は 登録公債	10.0 以内	1 平成30年度から据置期間を含め40年以内に毎年元利均等その他の方法により償還する。ただし、財政上の都合等により定額以上を償還し、又は本期間中に未償還額の範囲内において借換えをすることができる。
資本費平準化債	150,000			
下水道事業債 (特別措置分)	134,700			
				2 利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しがあった場合は、当該見直し後の利率とする。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、500,000 千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 150,186 千円

(他会計からの補助金)

第9条 下水道事業の補助のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、823,603 千円である。

(利益剰余金の処分)

第10条 当年度利益剰余金のうち、296,831 千円は次のとおり処分するものと定める。

(1) 減債積立金 296,831 千円

平成29年度 小樽市産業廃棄物等処分事業会計予算

(総則)

第1条 平成29年度産業廃棄物等処分事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年間埋立処分量	29,480 t
イ がれき類等	12,140 t
ロ 廃プラスチック類等	6,270 t
ハ 土 砂	11,070 t
(2) 一日平均埋立処分量	116 t
イ がれき類等	48 t
ロ 廃プラスチック類等	25 t
ハ 土 砂	43 t

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 産業廃棄物等処分事業収益	164,805 千円

第1項 営業収益 162,653 千円

第2項 営業外収益 2,152 千円

支 出

第1款 産業廃棄物等処分事業費用 161,019 千円

第1項 営業費用 155,789 千円

第2項 営業外費用 4,230 千円

第3項 予備費 1,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 資本的収入 100,000 千円

第1項 貸付金償還金 100,000 千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、50,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費

27,698 千円

平成29年度 小樽市簡易水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成29年度簡易水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | |
|------------------|---------------------|
| (1) 給水事業所数 | 49 社 |
| (2) 年間総給水量 | 249 千m ³ |
| (3) 一日平均給水量 | 682 m ³ |
| (4) 主要な建設改良事業の概要 | |

イ 改良事業

事業費 12,700 千円

事業概要 樽川配水ポンプ所計装設備工事

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 簡易水道事業収益	134,781 千円
第1項 営業収益	57,777 千円
第2項 営業外収益	77,004 千円

支 出

第1款 簡易水道事業費用	137,095 千円
第1項 営業費用	117,215 千円
第2項 営業外費用	18,780 千円
第3項 特別損失	100 千円
第4項 予備費	1,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額33,906千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,822千円及び当年度分損益勘定留保資金32,084千円で補填するものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入	45,730 千円
第1項 企業債	12,700 千円
第2項 他会計出資金	33,030 千円

支 出

第1款 資本的支出	79,636 千円
第1項 建設改良費	13,576 千円
第2項 企業債償還金	66,060 千円

(特例的収入及び支出)

第4条の2 地方公営企業法施行令第4条第4項の規定により当該事業年度に属する債権及び債務として整理する未収金及び未払金の金額は、それぞれ5,306千円及び19,600千円である。

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
簡易水道事業費	千円 12,700	普通貸借 又は 登録公債	% 10.0 以内	1 平成30年度から据置期間を含め40年以内に毎年元利均等その他の方法により償還する。ただし、財政上の都合等により定額以上を償還し、又は本期間中に未償還額の範囲内において借換えをすることができる。 2 利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しがあった場合は当該見直し後の利率とする。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、50,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費

1,882千円

(他会計からの補助金)

第9条 簡易水道事業の補助のため、一般会計からこの会計へ補助を受けける金額は、76,033千円である。